

# 1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 1 8 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 1 8 年 3 月 9 日

午前 9 時 3 0 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 20 号 政治倫理の確立のための有田川町長の資産等の公開に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 21 号 有田川町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 6 議案第 22 号 有田川町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 7 議案第 23 号 有田川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 24 号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 25 号 有田川町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 26 号 有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 27 号 有田川町総合計画審議会条例の制定について
- 日程第 12 議案第 28 号 有田川町都市計画審議会条例の制定について
- 日程第 13 議案第 29 号 吉備町都市計画審議会条例の廃止について
- 日程第 14 議案第 30 号 有田川町介護保険条例の制定について
- 日程第 15 議案第 31 号 吉備町介護保険条例等の廃止について
- 日程第 16 議案第 32 号 有田地方障害認定審査会の共同設置について
- 日程第 17 議案第 33 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 18 議案第 34 号 有田川町城山山林財産区管理会条例の制定について
- 日程第 19 議案第 35 号 有田川町八幡山林財産区管理会条例の制定について
- 日程第 20 議案第 36 号 有田川町安諦山林財産区管理会条例の制定について
- 日程第 21 議案第 37 号 平成 1 7 年度有田川町一般会計予算
- 日程第 22 議案第 38 号 平成 1 7 年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 39 号 平成 1 7 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 40 号 平成 1 7 年度有田川町老人保健事業特別会計予算

- 日程第25 議案第41号 平成17年度有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第42号 平成17年度有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第43号 平成17年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第28 議案第44号 平成17年度有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第29 議案第45号 平成17年度有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第30 議案第46号 平成17年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第31 議案第47号 平成17年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第32 議案第48号 平成17年度有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第49号 平成17年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第34 議案第50号 平成17年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算
- 日程第35 議案第51号 平成17年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第36 議案第52号 平成17年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第37 議案第53号 平成17年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第38 議案第54号 平成17年度有田川町水道事業会計予算
- 日程第39 議案第55号 平成18年度有田川町一般会計予算
- 日程第40 議案第56号 平成18年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計予算
- 日程第41 議案第57号 平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第42 議案第58号 平成18年度有田川町老人保健事業特別会計予算
- 日程第43 議案第59号 平成18年度有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第44 議案第60号 平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第45 議案第61号 平成18年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第46 議案第62号 平成18年度有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第47 議案第63号 平成18年度有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第48 議案第64号 平成18年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第49 議案第65号 平成18年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算
- 日程第50 議案第66号 平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第51 議案第67号 平成18年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第52 議案第68号 平成18年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算
- 日程第53 議案第69号 平成18年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算

- 日程第54 議案第70号 平成18年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計  
予算
- 日程第55 議案第71号 平成18年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計  
予算
- 日程第56 議案第72号 平成18年度有田川町水道事業会計予算
- 日程第57 議案第73号 有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任の同意につ  
いて
- 日程第58 議案第74号 有田川町栗生財産区管理会管理委員の選任の同意につ  
いて
- 日程第59 議案第75号 有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任の同意  
について
- 日程第60 議案第76号 有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意  
について
- 日程第61 議案第77号 有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任の同意  
について
- 日程第62 議案第78号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（26名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前勢利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中西正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	橋爪弘典	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番 増谷 憲 25番 橋爪 弘典

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（19名）

町長	中山 正隆	総務課長	須佐見 政人
清水行政局長	安井 督	消防長	片畑 昌宙
企画課長	山崎 正行	福祉課長	東 敏雄
住民課長	星田 仁志	税務課長	赤井 康彦
出納室長	浜田 文男	情報管理課長	水口 克將
建設課長	岩本 良憲	産業課長	東 信行
地籍調査課長	山田 清美	水道課長	嶋崎 篤生
下水道課長	中井 勇	教育委員長	鈴間 稔
教育長	楠木 茂	学校教育課長	高垣 忠由
社会教育課長	平内 竹信		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下 浩久 書記 亀井 三枝子

## 8 議事の経過

開会 9時45分

### ○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は26名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成18年第1回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時46分

### ○議長（亀井次男）

ただいまから本日の会議を開きます。

去る3月6日、午前9時半より議会運営委員会が開かれております。その経過と結果について、議会運営委員長の報告をお願いします。

議会運営委員長、中山君。

### ○議会運営委員長（中山 進）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る3月6日議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から3月24日までの16日間とし、本日の日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたいと思います。

日程第4から日程第62までの議案59件につきましては一括上程を行い、当局からの提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて審議いただきたいと思っております。

全員協議会が終わり次第、本会議で議案審議をお願いいたします。

この会期、日程等についてご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして報告といたします。以上です。

### ○議長（亀井次男）

議会運営委員長の報告を終わります。

委員長報告に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、議事を進めます。

本日の議事日程につきましては、先ほどの委員長報告のとおり、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番、増谷憲君、25番、橋爪弘典君を指名します。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの16日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、会期は3月24日までの16日間に決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に、町長より議案59件の提出があります。

また、説明員は町長ほか18名であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより、議案の審議を行います。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（亀井次男）

お諮りします。

日程第4から日程第62までの59件の議案を一括議題としたいと思います  
が、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第62までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに平成18年有田川町議会第1回定例会を開催しましたところ、議員各位には、たいへんお忙しい中、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

平成18年度予算案、その他諸議案のご審議をお願いするにあたり、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様方に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

旧吉備町長から、合併後再び、初代有田川町長に当選をさせていただき、心から感謝を申し上げます。

4年ぶりの選挙戦を通じて、多くの皆様方から力強い激励と温かいご支援をいただきました。また反面、多くのご批判、ご叱責も賜りました。私は、これらの声を肝に命じながら、町民に開かれた町政の推進を基本として、今までのまちづくりの成果を土台に、生きがいや豊かさを実感できる質の高いまちづくりを推進していかなければならないと決意をしております。

最近のわが国の景気は、着実な回復が見込まれ、改善の兆しが見え始めていますが、生活実態は、賃金レベルではまだ上昇基調ではなく、特に地方にとっては厳しい状態が続いています。

こうした状況の中、一昨年、国の三位一体改革が着手され、多くの自治体の収入が大幅に減少し、歳入不足が生じ、基金の取り崩しなどによる対応が迫られ、財政状況はさらに厳しさが増えています。また、町民の行政に対する需要も、質の高いものになってきております。これらのことを基本におきながら、地域住民の福祉の向上を図るとともに、町政の発展を図らねばならないものと考えております。

生活基盤の充実のもとより、個性と創造を育む生涯学習の推進や人権教育啓発の充実と、青少年の健全育成、少子高齢化社会に対応する保健、福祉、医療の充実、自然や地域、風土、文化を生かす生活環境の整備と豊かな自然環境の保全、農林産品、観光資源などの資産を活用し、基幹産業の安定振興、町の玄関口であるJR藤並駅前の活性化、地域の骨格となる幹線道路の整備や情報基盤の整備の充実、地球温暖化防止のためのクリーンエネルギー資源の活用、また近い将来必ずやってくると言われています南海地震などに対する防災対策や、不審者に対する防犯対策など、多くの課題が山積しておりますが、新町の基本方針に基づき、町民の皆様を初め、国や県の協力を得ながら、住みたい町、行きたい町の実現に向けた取り組みを積極的に進める決意であります。

議会の皆さんと相談しながら、町の将来像である「有田川がつなぐ人と自然、山と町、交流が文化をつむぐ」を基本にして、まちづくりをしていく所存であ

ります。町民の皆さんのより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

本定例会に上程いたします議案は、予算案件 36 件、条例案件 16 件、人事案件 5 件、その他議決を求めるもの 2 件の合計 59 件であります。

それでは、上程をさせていただきました議案の説明を申し上げます。

議案第 20 号は、政治倫理の確立のための有田川町長の資産等の公開に関する条例の制定についてであります。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第 7 条の規定に基づき、有田川町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 21 号は、有田川町国民保護協議会条例の制定についてであります。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法第 40 条第 8 項の規定に基づき、有田川町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 22 号は、有田川町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてであります。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法第 31 条及び第 183 条において準用する法 31 条の規定に基づき、有田川町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 23 号は、有田川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、議会の事務局職員定数を 3 名に、町長部局の職員を 307 名に改めるため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第 24 号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、国民保護法の施行に基づき、災害派遣手当に関する規定を定めるもの、また、昨年的人事院勧告に基づき、本町の職員において、国の改正措置に準じ給料表の構成を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号は、有田川町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、有田川町岩倉財産区、粟生財産区、城山財産区、八幡財産区及び安諦財産区の 5 財産区管理会特別会計を設置するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第 26 号は、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が交付され、平成18年4月1日から施行されることになりました。今回の改正は、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置許可に係る審査手数料の基準が定められたことにより、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第27号は、有田川町総合計画審議会条例の制定についてであります。

地方自治法第2条第4項及び138条の4、第3項の規定に基づき、有田川町の総合計画の策定に関し必要な事項の調査及び審議を行うため、本条例を制定するものであります。

議案第28号は、有田川町都市計画審議会条例の制定についてであります。

有田川町都市計画審議会は、農林業との健全な調和を図りつつ健康で文化的な都市生活及び都市活動を確保し適正な制度のもと、土地利用を図ることを目的とする都市計画の基本理念に基づき、都市計画法により、その権限に属された事項を調査、審議し、建議するため、本条例を制定するものであります。

議案第29号は、吉備町都市計画審議会条例の廃止についてであります。

有田川町都市計画審議会条例の制定に伴い、旧吉備町において制定しておりました吉備町都市計画審議会条例を廃止するものであります。

議案第30号は、有田川町介護保険条例の制定についてであります。

介護保険制度は、3年を1期とする事業計画に基づき、サービスの内容や介護保険料が決められることになってます。現在の介護保険料につきましては、合併前のそれぞれの町の事業計画により、決められたものであるため、旧町の介護保険料をそれぞれ暫定的に施行しておりますが、平成18年度から第3期介護保険事業計画に基づいたものとなるため、本条例を制定するものであります。

議案第31号は、吉備町介護保険条例等の廃止についてであります。

有田川町介護保険条例の制定に伴い、旧吉備町、旧金屋町及び旧清水町において制定しておりました介護保険条例を廃止するものであります。

議案第32号は、有田地方障害認定審査会の共同設置についてであります。

障害者自立支援制度の円滑な導入と障害認定審査会の広域的な運営を行うため、有田市、湯浅町、広川町及び有田川町で共同で設置するものであります。

議案第33号は、工事請負契約の変更契約の締結についてであります。

平成17年度農村振興総合整備統合補助事業、1号防災道路改良(2)工事の本契約につきましては、平成17年9月20日旧金屋町議会第3回定例会において、契約金額8,237万2,500円で決議をいただいているものであります。今回250万2,500円減額の7,987万円に契約変更を行うものであります。

議案第34号は、有田川町城山山林財産区管理条例の制定についてであります。

地方自治法第296条の2第1項及び第296条の4第1項の規定に基づき、有田川町城山山林財産区管理条例の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第35号は、有田川町八幡山林財産区管理条例の制定についてであります。

地方自治法第296条の2第1項及び第296条の4第1項の規定に基づき、有田川町八幡山林財産区管理条例の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を設置するものであります。

議案第36号は、有田川町安諦山林財産区管理条例の制定についてであります。

地方自治法第296条の2第1項及び第296条の4第1項の規定に基づき、有田川町安諦山林財産区管理条例の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を設置するものであります。

議案第37号から議案第54号までの、平成17年度有田川町一般会計並びに特別会計本予算については、先の臨時会におきまして、本予算が成立するまでの間につき、暫定予算として本年1月1日に町長職務代理者において専決処分し、執行してまいりました予算をご承認いただいたわけですが、今回は暫定予算から本予算へ切り替えた予算であり、本予算が成立した場合は当然その予算を吸収されてしまうものであり、成立と同時にこの暫定予算は執行するということであります。

議案第37号は、平成17年度有田川町一般会計予算についてであります。

歳入においては、町税、国及び県支出金、町債など見込みうる額が把握できましたので、これを計上するとともに、歳出につきましても国、県補助対象事業費の決定に伴うもの、新たに基金へ積み立てるもの、また執行額となる見込額を減額し計上させていただいております。本予算につきましては、暫定予算より3億7,560万円増額の、歳入歳出それぞれ89億5,300万円を計上いたしております。

議案第38号は、平成17年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計予算であります。

本予算につきましては、先の臨時会においてご承認をいただきました暫定予算と同額の歳入歳出それぞれ1,187万2,000円を計上いたしております。

議案第39号は、平成17年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、暫定予算では一般会計の総務費、一般管理費など計上いたしておりましたが、本来支出しなければならない職員給与など本特別会計へ科目を振り替え計上した結果、人件費などで1,565万9,000円の増額となり、旧町決算による返済金では、1,164万円の減額となり、差し引き本予算につきましては、暫定予算より401万9,000円の増額となり、歳入歳出それぞれ12億5,612万円を計上いたしております。

議案第40号は、平成17年度有田川町老人保健事業特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、旧町借入金返済金において、暫定予算より1,460万1,000円の減額となり、歳入歳出それぞれ14億4,088万4,000円を計上いたしております。

議案第41号は、平成17年度有田川町介護保険事業特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、暫定予算では一般会計の総務費、一般管理費で計上いたしておりました職員給料など、本来支出しなければならない本特別会計の科目へ振り替えた分及び旧町引継金の増などにより予備費に2,937万3,000円を確保するなど、暫定予算より4,012万9,000円の増額となり、歳入歳出それぞれ7億8,445万7,000円を計上いたしております。

議案第42号は、平成17年度有田川町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、五西月北地区の簡易水道事業の工事請負費などの減で、暫定予算より474万2,000円の減額で、歳入歳出それぞれ7億5,607万4,000円を計上しております。

議案第43号は、平成17年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、暫定予算では一般会計の総務費の一般管理費で計上いたしておりました職員給料など、本来支出しなければならない本特別会計へ科目を振り替えた分及び旧町借入金返済金などの増で、暫定予算より2,139万9,000円の増額となり、歳入歳出それぞれ2億6,211万5,000円を計上いたしております。

議案第44号は、平成17年度有田川町簡易排水事業特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、旧町借入金返済金において暫定予算より2万4,000円の減額となり、歳入歳出それぞれ243万円を計上しております。

議案第45号は、平成17年度有田川町浄化槽事業特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、歳入において県補助金で元利償還金助成交付金の増額に伴い、また歳出ではその分を減債基金に積み立てをし、暫定予算より99万7,000円の増額となり、歳入歳出それぞれ3,423万8,000円を計上しております。

議案第46号は、平成17年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、3月10日から改修工事を行い休館にするため、臨時職員の社会保険料、賃金300万円を減額するものです。工事請負費については、ごみ置き場改築工事費など398万6,000円を増額し、その分備品購入費を減額しております。歳入については、利息分として基金繰入金1,300万円を計上いたしました。それにより暫定予算より326万4,000円の増額となり、歳入歳出それぞれ1億1,428万7,000円を計上しております。

議案第47号は、平成17年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、諸収入において、旧清水町引継金の増額に伴い、歳出ではその分を基金に積み立てをし、暫定予算より215万7,000円の増額となり、歳入歳出それぞれ1億8,008万5,000円を計上しております。

議案第48号は、平成17年度有田川町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、暫定予算では一般会計の総務費、一般管理費で計上いたしておりました職員給料など、本来支出しなければならない本特別会計へ科目を振り替えた分及び旧町借入金返済金などの増で、暫定予算より2,485万4,000円の増額となり、歳入歳出それぞれ14億2,077万2,000円を計上しております。

議案第49号は、平成17年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、先の臨時会においてご承認をいただきました暫定予算と同額の歳入歳出それぞれ5万9,000円を計上いたしております。

議案第50号は、平成17年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、先の臨時会においてご承認をいただきました暫定予算と同額の、歳入歳出それぞれ94万円を計上しております。

議案第51号は、平成17年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、先の臨時会においてご承認をいただきました暫定予算と同額の、歳入歳出それぞれ173万7,000円を計上しております。

議案第52号は、平成17年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、先の臨時会においてご承認をいただきました暫定予算と同額の、歳入歳出それぞれ13万8,000円を計上しております。

議案第53号は、平成17年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算についてであります。

本予算につきましては、先の臨時会においてご承認をいただきました暫定予算と同額の、歳入歳出それぞれ11万3,000円を計上しております。

議案第54号は、平成17年度有田川町水道事業会計予算についてであります。

本予算につきましては、先の臨時会においてご承認をいただきました内容と同じでございまして、収益的収入の水道事業収益は8,384万5,000円、水道事業費用は7,992万8,000円を計上しております。また、資本的収入は4,479万6,000円、支出は6,176万円を計上しており、資本的収入が資本的支出に対し不足を生じる額1,696万4,000円は損益留保金で補填をいたします。

続きまして、平成18年度当初予算についてご説明を申し上げます。

議案第55号は、平成18年度有田川町一般会計予算についてであります。

平成18年度有田川町一般会計当初予算につきましては、ご承知のように、平成18年1月1日、吉備町、金屋町、清水町の3町が合併し、新しく有田川町が誕生しました。さらに2月5日には、町長、町議会議員の選挙が実施されたばかりで、町長の政策的な意向を新年度予算に反映させる時間的な余裕がなく、人件費等事務的な経費を主体として必要最小限の収支のみを計上する、いわゆる骨格予算を編成いたしました。

なお、今後においては、6月定例会において政策的経費や新規事業を追加する、いわゆる肉付予算の計上を予定しております。

それでは、この骨格予算の内容について申し上げます。

一般会計当初予算額は、旧3町の前年度当初予算の合計額と比較すると、約25億7,200万円（17.8%）減の144億7,500万円を計上いたしております。

歳入につきましては、まず町税は固定資産税の評価替えなどにより昨年度より7,600万円（3.4%）少ない22億7,700万円、三位一体改革の影響が続く地方交付税とその不足分を埋める臨時財政対策債を合わせて1億2,700万円少ない64億9,500万円、さらには骨格予算であるにもかかわ

らず収支不足が発生したため、昨年度より2億4,100万円少ない8億5,900万円の財政調整基金を取り崩さなければなりません。この結果、6月の肉付予算へ充当しなければならない財政調整基金を見込みますと、18年度末にはゼロとなり、19年度以降の予算編成はたいへん厳しいものになります。

次に歳出については、骨格予算ですので義務的経費の比較についてご説明をいたします。

まず人件費については、昨年度とほぼ同額の30億3,200万円となっています。これは、昨年度まで一部事務組合職員として支払われていた消防署職員の人件費56人分が、合併後、一般会計から支払われるようになったためです。この消防職員の人件費分を除けば、議員定数が26人に減少、合併時に職員の早期退職者が33人、また調整手当の廃止等により、総額4億2,000万円(16.1%)が減少しています。

公債費については、7,400万円(2.2%)増の34億300万円、扶助費は1,200万円(2.2%)増の5億8,500万円となっています。

任意に削減できない義務的経費は70億2,100万円で、歳出全体の48.5%を占め、町財政を強く圧迫しています。

今後は、国の地方財政対策によれば、三位一体の改革関連については、平成18年度において、全ての改革が終了したことになりますが、以降は中期財政計画策定及び基礎的財政収支のバランスの差を2010年当初を目標になくす方向で進めるなど、今後も改革を推進していく方向であるので、町としては行財政改革の推進などを図り、財政計画及び定員管理の適正化など改革集中プランの策定を進めるなど、改革を推進しなければならないと思っています。

以上、骨格予算として編成させていただいた次第であります。

議案第56号は、平成18年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、町債の元利償還金などに1,803万1,000円を計上いたしております。

議案第57号は、平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

国民健康保険事業は、医療費の動向に大きく左右されるものでありますので、疾病の早期発見、早期治療を目指して、健康づくり事業を推進しているところであり、医療費は年々増加し、依然として厳しい状況の中、保険給付費、老人保健拠出金、介護給付金など、予算総額34億116万1,000円を計上いたしております。

議案第58号は、平成18年度有田川町老人保健事業特別会計予算について

であります。

高騰する医療費に歯止めをかけるため、老人スポーツ、運動会、ゲートゴルフなど積極的に参加していただき、各地区訪問健康教室を強化いたしたいと思っております。

本年度予算につきましては、前年度の実績を考慮して、医療給付費などに3億5,326万2,000円を計上しております。

議案第59号は、平成18年度有田川町介護保険事業特別会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、介護保険事業に要する介護サービス給付費、介護予防サービス給付費などに1億8,625万5,000円を計上しております。

議案第60号は、平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、水道施設整備費、町債の元利償還金などに8億2,428万4,000円を計上いたしております。なお、粟生、二川簡易水道統合事業は今年度で完成の予定となっております。

議案第61号は、平成18年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

農業集落排水事業につきましては、建設工事の全てを完了し、田殿、徳田、吉見、熊井、吉原の5施設がすべて供用を開始しています。今後は、維持管理において安全な施設管理、加入促進などを中心に事業展開しながら、一層の経営効果率を目指します。本年度予算につきましては、処理施設管理費、町債の元利償還金などに2億8,775万7,000円を計上いたしております。

議案第62号は、平成18年度有田川町簡易排水事業特別会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、処理施設維持管理費、町債の元利償還金などに3億34万1,000円を計上いたしております。

議案第63号は、平成18年度有田川町浄化槽事業特別会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、浄化槽整備事業費、町債の利子償還金、減債基金積立金などに3,534万円を計上いたしております。

議案第64号は、平成18年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算についてであります。

本年度の予算につきましては、施設管理費などに1億5,037万3,000円を計上いたしております。

議案第65号は、平成18年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計

予算についてであります。

本年度予算につきましては、特別養護老人ホームしみず園基金積立金に1,611万5,000円を計上いたしております。なお、今年度より施設の管理に指定管理者制度が導入され、指定管理者にゆだねることになります。

議案第66号は、平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、施設整備事業費、町債の元利償還金などに12億718万9,000円を計上いたしております。

議案第67号は、平成18年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬などに5万9,000円を計上しております。

議案第68号は、平成18年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬、公有林整備事業債元利償還金繰出金、財産費などに86万7,000円を計上いたしております。

議案第69号は、平成18年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬などに171万4,000円を計上いたしております。

議案第70号は、平成18年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬、公有林整備事業債元利償還金繰出金などに160万2,000円を計上いたしております。

議案第71号は、平成18年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬などに7万8,000円を計上いたしております。

議案第72号は、平成18年度有田川町水道事業会計予算についてであります。

本年度予算につきましては、収益的収入の水道事業収益は、3億7,326万4,000円で、収入のほとんどが水道使用料でございます。水道事業費用は、3億5,439万6,000円を計上しており、その内訳は水道施設の維持管理費や企業債償還利息などの経常経費、減価償却費などがございます。また、資本的収入は1億9,558万3,000円、資本的支出は3億6,175万7,000円を計上しており、建設改良費の主たる内容としましては、震

災対策に伴う送配水施設の二元化及び配水池耐震補強、公共下水道工事に伴う水道管布設替え工事などであります。資本的収入が資本的支出に対し不足する額 1 億 6, 6 1 7 万 4, 0 0 0 円は、建設改良積立金や損益留保金などで補填いたします。

議案第 7 3 号は、有田川町岩倉財産区管理会管理委員の選任についてであります。

有田川町大字岩野河 3 5 4 番地、岩室泰彰氏、同じく岩野河 1 4 9 番地 1、出雲一良氏、同じく川口 1 6 3 番地、寺垣庄藏氏、同じく川口 1 6 5 番地、寺垣文男氏、同じく谷 6 8 9 番地、毛保敦氏、同じく谷 2 5 8 番地、中畑利一氏、立石 2 7 6 番地、上山一夫氏を有田川町岩倉財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 7 4 号は、有田川町粟生財産区管理会管理委員の選任についてであります。

有田川町大字粟生 1 2 2 番地、植木泰宏氏、同じく粟生 8 9 番地 2、上門俊夫氏、同じく粟生 2 2 4 番地 2、竹内崇直氏、同じく粟生 4 1 8 番地、田首富行氏、同じく粟生 3 0 8 番地、中尾潔氏、同じく粟生 5 5 7 番地 1、西鳥齋泰氏、同じく粟生 7 8 7 番地、南節夫氏を有田川町粟生財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 7 5 号は、有田川町城山山林財産区管理会管理委員の選任についてであります。

有田川町大字二川 2 9 2 番地 1、下坊重利氏、同じく日物川 1 1 1 番地、北浦徳一氏、同じく東大谷 8 1 0 番地、宮崎敬造氏、同じく境川 4 6 7 番地、建畠一博氏、同じく東大谷 2 1 5 番地、澤田精太氏、同じく二川 7 2 7 番地、冨本禎信氏、同じく日物川 5 0 7 番地、上本幸男氏を有田川町城山山林財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 7 6 号は、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任についてであります。

有田川町大字清水 4 0 3 番地 1、西浦治氏、同じく清水 6 7 6 番地 1、岡野良一氏、同じく三田 3 2 3 番地、尾前昭氏、同じく下湯川 8 7 8 番地、峰伸帆氏、同じく久野原 2 4 5 番地、保田龍一氏、同じく沼 3 9 1 番地、大藪宜玖氏、同じく楠本 5 4 8 番地、大岡憲治氏を有田川町八幡山林財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 7 7 号は、有田川町安諦山林財産区管理会管理委員の選任についてであります。

有田川町大字杉野原 5 2 番地、松山安一氏、同じく杉野原 3 4 0 番地、堂上利夫氏、同じく押手 5 9 2 番地、坂頭正朗氏、同じく押手 5 8 6 番地、久保勇

氏、同じく沼谷 276 番地、前久保清次氏、同じく板尾 960 番地、東本久貴氏、同じく井谷 23 番地、大西國昭氏を有田川町安諦山林財産区管理会管理委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 78 号は、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、今後想定されている大規模な災害においては、常備消防だけでは十分な対応ができないことから、地域に密着し、かつ要員動員力及び即時対応力を有する消防団員は不可欠であり、新町の消防団が発足した中で、消防団員による地域防災力の維持、応援態勢の充実等の必要性から消防団員の定数の見直しが必要となり、本条例の一部改正をお願いするものであります。

以上で、平成 18 年度を迎えるにあたり、所信の一端と提出議案の説明を終わります。

平成 17 年度予算につきましては、担当課長より補足説明をさせます。

なお、平成 18 年度当初予算につきましては、会期中、予算説明会において、担当課より詳細な説明をさせますので、何とぞご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

ほかに補足説明はありませんか。

総務課長、須佐見君。

○総務課長（須佐見政人）

それでは、議案第 37 号の平成 17 年度有田川町一般会計予算についての補足説明を申し上げます。

本予算につきましては、暫定予算より 3 億 7,560 万円増額の、歳入歳出それぞれ 89 億 5,300 万円を計上いたしております。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

暫定予算から変更したものについて、主なものを説明させていただきます。

54 ページ、55 ページをお開きください。

2 款、総務費の一般管理費では、暫定予算では 13 億 1,687 万 7,000 円となっておりますが、本予算につきましては、9 億 5 万 7,000 円となり、4 億 1,682 万円の減額となっております。それにつきましては、暫定予算では、消防職員 56 名を除く特別職を含む 352 名分の給与、職員手当等を一括して計上しておりましたが、本予算では議会費をはじめ、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費の係の人員に応じ、本来支出すべき予算科目に振り分けて執行させていただいております。

81 ページをお願いいたします。

81ページのちょっと下の方になるわけなんですけども、19節の負担金、補助及び交付金。それにつきましては、下から5段目になるわけなんですけども、社会福祉法人コスモス会の補助金に当初1,500万円で計上してたわけなんですけども、500万円増額の2,000万円になっております。

それとその下の障害者トイレ設置補助金に新たに225万円を計上させていただいております。合計につきましては、2,983万1,000円となっております。

109ページをお開きください。

その中ほどのちょっと下、工事請負費ですけども、これにつきましては廃プラスチック収集所の倉庫建設費に1,827万円を追加しております、合計で2,127万円となっております。

111ページをお願いいたします。

111ページの上の方ですけども、19節の負担金、補助及び交付金では、合併処理浄化槽設置補助金で693万9,000円の減額で、2,825万4,000円となっております。

そのちょうど中ほどなんですけども、繰出金についてでございます。簡易水道特別事業会計の繰出金で955万7,000円の増額の2億547万9,000円となっております。

127ページをお開きください。

ちょうど上から2段目ですけども、繰出金の関係でございます。農業集落排水事業の特別会計繰出金に2,139万9,000円の増額の2億4,031万6,000円となっております。

続きまして、195ページをお開きください。

195ページの下の方なんですけども、基金費としまして地域振興基金、17年度18年度の2カ年で県から交付されるものでございます。17年度積立金に1億5,000万円を新たに積んでおります。

それとその下の一番下ですけども、旧町借入金の関係ですけども、2億4,911万2,000円増の8億5,491万4,000円を計上させていただいております。

続きまして、歳入の方を説明させていただきます。

12ページをお開きください。

1款の町税から11款の交通安全対策特別交付金までは変更はございません。

14款の国庫支出金、また15款の県支出金につきましては、補助金から負担金への組み替えなどによって変更しておりますが、大きくは変わっておりません。

37ページをお開き願います。

上から4段目ですけれども、新たに市町村合併特例交付金ということで、1億5,000万円が増えております。それにつきましては、先ほども言わせていただいた積立金へ積んでおります。

それとちょうどそのページの中ほどよりちょっと下の、先ほども言わせていただいたわけなんですけれども、障害者用トイレ設置助成事業補助金に150万円、これも新たに追加しております。

43ページをお願いいたします。

43ページのちょっと下の方なんですけれども、出資による権利売却収入ということで、新たに981万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては、土地開発公社の出えん金の売却収入として組んでおります。旧金屋町、旧清水町の開発公社に出えん金を出していただいたものなんですけれども、その分を戻してもらってここに積んでおるわけでございます。

45ページをお願いいたします。

45ページの中ほど、基金繰入金ですけれども、財政調整基金からの繰り入れについては、3,319万1,000円の減額の9億4,000万円を繰り入れております。

50ページをお願いいたします。50ページ、51ページでございます。

町債についてでございますが、各事業の確定に伴い、農林水産業費で2,610万円、土木債で5,950万円、教育債で1,840万円、それぞれ増えております。全体で9,230万円の増額の21億4,680万円を計上させていただいております。

それで、収入の方は終わりでございます。

前へ戻っていただいて、9ページをお願いいたします。

繰越明許費ということで、民生費で保育所建設事業、また農林水産業費では4事業、それと土木費で2つの事業、翌年度へ繰り越して実施するため、計上させていただいております。

以上で、平成17年度一般会計予算の補足説明の方を終わらせていただきます。

何とぞよろしくご審議のほどご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

ほかに補足説明ございませんか。

[なしを確認]

○議長（亀井次男）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
休憩 10時45分

再開 14時38分  
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（亀井次男）

再開します。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第7、議案第23号と日程第9、議案第25号、  
日程第21、議案第37号から日程第38、議案第54号までを先に審議した  
いと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第7、第9、第21から第38までを先に審議す  
ることに決定しました。

…………… 日程第7 議案第23号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、議案第23号、有田川町職員定数条例の一部を改正する条例の制  
定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 9 議案第 25 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 9、議案第 25 号、有田川町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 21 議案第 37 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 21、議案第 37 号、平成 17 年度有田川町一般会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

2 番、増谷君。

○2 番（増谷 憲）

議案第 37 号について、質疑をさせていただきます。

歳出の 132 ページに緑とまちの活力再生事業費が組まれています。この施設については、この間、旧清水町から受け継いで有田川町の施設となって、昨今の森林がたいへん低迷する中で、森林整備も含めた事業を興していこうということで事業を進められているわけでございます。たいへん喜ばしいことではありますが、しかし、私自身、心配する念もあります。そういう立場から、若干、そういうことがないようにということも含めて、質疑をさせていただくわけです。この計画に基づいて、これから数年先の事業計画の見通しとかそういうものはどのように見ておられるのか、その点ご説明をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（亀井次男）

清水行政局長、安井君。

○清水行政局長（安井 督）

増谷議員さんのご質疑にお答えをいたします。

お配りをさせていただきました向こう3カ年の収支計画でございますが、この計画は森林組合に指定管理者制度の業者に指定をするにあたり、森林組合としてこの施設をうまく運営できるかどうかの判断をするために計画を求めたものでございます。これは、向こう3カ年の計画でございますが、順次これを見直しながら、このとおりいけるのか、またもう少し厳しくなるのか、そういったものも含めて見直していかなければならないというふうに考えてございます。

それから、今のご質疑にはございませんでしたが、この中には載っておりませんが、今、木材のガードレールの受注をいたしております。販売価格は、塗装を含めまして4mのもので6,200円、2mのもので3,200円で販売をいたしております。木材の原価、それから生産価格を含めまして、一概に何千何百円とまではっきり今は申せませんが、だいたいこの半額をもって、生産をしておるといのが今の現状でございます。

たいへんお粗末でございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

再度お聞きいたします。

3カ年の計画しか出せていないわけですがけれども、これを見ても、初年度は、かたち運営の状況になっていると思う。この数字だけ見ましてもね。こういう中で2年、3年目、本当にうまく行くのかどうか。今の話では机上の話だと思うんですよ。だから、実際本当に甘い仕様になってないかどうか心配しているわけです。黒字でトントンくらいで行ったら僕はいいと思うんですけども、もし仮に赤字が続いたら、この責任はどこが持っていくのか、その点だけ確認しておきたいのですが。

○議長（亀井次男）

清水行政局長、安井君。

○清水行政局長（安井 督）

ご心配いただいておりますように、具体的に厳しいものがあるということ、私どもも当初から懸念いたしてございます。

しかしながら、清水エリアを取り巻く90%近い山林の木材を活用していく、これはもう不可欠なことだという認識のもとに、こういった施設を作り上げたわけでございます。作り上げるに際しましては、受注がどれだけ取れるかとい

うようなことを、前の田中町長を中心に、かなりつつこんで現地をまわって、販売ルート等々について研究をしてみいました。しかしながら、それがどこまで続くかということについては疑問がございます。先程も申しましたように、3年間計画を出しておりますけれども、これに甘んじるのではなく、毎年毎年この計画を順次見直しながら行かなければならないというふうに思っております。

そして、今おっしゃいました最悪の場合、赤字が出たらどうなるのかということでございますけれども、決して赤字を出さない。初年度、これはやむを得ないことですが、累積赤字にならないようにしなければなりません。もしなったらというようなことではいけないと思っています。絶対にならないようにしなければいけないと考えてございます。

○議長（亀井次男）

暫時、休憩します。

~~~~~

休憩 14時46分

再開 14時47分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

清水行政局長、安井君。

○清水行政局長（安井 督）

赤字が生じた場合には、指定管理者であります、まず森林組合の責任となります。それで、その森林組合が管理者として適さない場合には、有田川町がその指定を取り消すことも可能でございます。

（「今の答弁になってないです。指定管理者を取り消すだけの話です。その後どうなるかということまで、きちっと答弁いただかないと」と増谷議員、呼ぶ）

○議長（亀井次男）

清水行政局長、安井君。

○清水行政局長（安井 督）

究極の場合ですけれども、もしそういったことが生じた場合には、協議を重ねて、また議会にもご協力を得ながら、その施設の適切な運営に携われるような管理者を指定をしなければならぬと考えます。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

もう最後の質疑になるんですが、それだけいいことをおっしゃるのですが、

じゃあ具体的にお聞きします。例えば、ガードレールの受注があるということであれば、他の振興局に対して、新しく作る施設のガードレールを買って下さいとか、そういう話を具体的に進めていますか。そのノウハウを提供したりも含めて、どれだけそういう仕事を具体的に進めてるのか、その点だけ最後にご答弁いただいて質疑を終わりとします。

○議長（亀井次男）

清水行政局長、安井君。

○清水行政局長（安井 督）

このガードレールの受注につきましては、振興局にお願いをしていたところ、受注をいただいたということでございます。また、森林組合長、それからうちの産業課長等で振興局の方へも出向いて行って、そういった宣伝、セールス、営業を今後も重ねていくと森林組合長も申しているところでございます。

（「それ以上に行政がしっかりバックアップしてもらわなくてはいけないと思うんですよ。その点だけ答弁を求めておきます」と増谷議員、呼ぶ）

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

木材加工センターのことですけれども、清水地域においては、やっぱりこの木材というのが切っても切れないものでありまして、せっかく巨額を投じてできた施設でありますので、もちろん行政の方も一生懸命に営業させていただきたいと思っております。行政もできるだけ営業させていただきたい。

用途については、まだ定かな契約でもありませんし、ちょっとまだ機械が、非常に今の機械というのは、ほとんどコンピューターで操作しなければならないということで、実は今その操作の手順を覚えている途中でありまして、若干それにかかるかなど。本格的な稼動については、何カ月か後になると思っております。

ガードレールだけではなく、実は、かまぼこの板とか間伐材でできる製品がたくさんありますので、そういう方面にも、行政の方からしっかりと営業をかけて、できるだけこの施設が、管理者の指定された森林組合が本当に赤字の出ないよう、また、この施設が清水地域において、非常に地域の活性に役立つような施設にしていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

今関連の質疑になるんですけども。

先日来、産業建設常任委員会でこの工場を見学させてもらったのですけれど

も、ただいまの増谷議員の指摘のように、かなりの見切り発車というような感覚が、皆、議員の中に声が出てきましたので、この産業建設常任委員会の中で、このシステムの責任者を呼んで、もう一度意見を聞かしてほしいということで、今度はやるわけなんです。

そういうことで、これはかなり危険な状態とちがうかなという率直な意見を皆感じたわけです。よっぽど行政の方も、しっかりバックアップしてやらないと大きな赤字になってしまうのではないかという率直な意見です。

産業建設常任委員会の方でもこの問題を探り上げて、もう一度総括で聞きたいと思いますので、その点よろしく願いしておきます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 2 2 議案第 3 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 2、議案第 3 8 号、平成 1 7 年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 2 3 議案第 3 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 3、議案第 3 9 号、平成 1 7 年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 2 4 議案第 4 0 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 4、議案第 4 0 号、平成 1 7 年度有田川町老人保健事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 2 5 議案第 4 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 5、議案第 4 1 号、平成 1 7 年度有田川町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 2 6 議案第 4 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 6、議案第 4 2 号、平成 1 7 年度有田川町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 2 7 議案第 4 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 7、議案第 4 3 号、平成 1 7 年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 2 8 議案第 4 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 8、議案第 4 4 号、平成 1 7 年度有田川町簡易排水事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 2 9 議案第 4 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 2 9、議案第 4 5 号、平成 1 7 年度有田川町浄化槽事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 3 0 議案第 4 6 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 0、議案第 4 6 号、平成 1 7 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第46号について、質疑をさせていただきます。

今回の特別会計予算で若干補正されているのですけれども、この中身は施設の改修等によるものだとお聞きしておりますが、今回の改修によって、一時閉鎖となると思いますけれども、そうなりますと、臨時職員の方が仕事ができないということになると思いますが、その点をここに勤めておられる職員の方と、この間のことについてどのようにご協議されたのか、その点ご説明をいただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

産業課長、東君。

○産業課長（東信行）

ただいまのご質疑にお答えをさせていただきます。

改修工事のために、3月10日から3月31日まで休館といたします。それで、職員の方々については、その間の温泉業務の仕事はないのですけれども、他の温泉施設への研修、あるいはその周辺のいろいろ、工事ではないのですけれども、修理したり、また町有地の竹やぶの清掃、そういうもろもろのものがござります。今までみたいに、毎日とは仕事もないのですけれども、また、温泉の職員としての研修会なども計画しておりますので、全部休みというのではなく、できるだけ職員の方々には来てもらうようにはしているところでございます。

（「それは、もうその職員の方と協議して、もうそれでオッケーになってるわけですね」と増谷議員、呼ぶ）

○産業課長（東信行）

はい。支配人がおりますので、その方で協議をしてもらっておるところでございます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第31 議案第47号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第31、議案第47号、平成17年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第47号について、質疑をさせていただきます。

今回の指定管理者制度に基づくものだと思いますけれども、今回の指定管理者制度に基づいて、どういう形で業務を委託されるか、詳しいことまでは結構ですけれども、若干説明をお願いしたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

ただいまの質疑について、お答えさせていただきます。

この4月から指定管理者制度になって、寿楽園を経営している一恵会が指定管理者として運営されます。期間は5カ年です。建物については、一恵会に無償貸与となっております。協定書と覚書については、締結をしているところでございます。

それから、基金を置いてございますけれども、100万円を超える額の修繕が出てくれば、それについては100万円を。例えば、2,000万円かかったら、1,900万円をその基金から取り崩す。例えば、2,000万円の修理費がかかった場合、1,900万円を基金から取り崩して、100万円は指定管理者が負担するというところでございます。

それから、職員32名については、一恵会に引き継ぐということで一恵会と話を進めているということをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

後ほど、先ほど今ご答弁いただきました覚書等について、ぜひ議員へ提出していただきたいと、その点だけ求めておきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（亀井次男）

福祉課長、東君。

○福祉課長（東 敏雄）

覚書等、基本協定書の写しについては、また後ほど出させていただきます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

ないようですので、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第32 議案第48号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第32、議案第48号、平成17年度有田川町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 3 3 議案第 4 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 3、議案第 4 9 号、平成 1 7 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 3 4 議案第 5 0 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 4、議案第 5 0 号、平成 1 7 年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 3 5 議案第 5 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 5、議案第 5 1 号、平成 1 7 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第 3 6 議案第 5 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 6、議案第 5 2 号、平成 1 7 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第37 議案第53号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第37、議案第53号、平成17年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

…………… 日程第38 議案第54号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第38、議案第54号、平成17年度有田川町水道事業会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

よって、本案は可決することに決定しました。

○議長（亀井次男）

お諮りします。

日程第4、議案第20号から日程第6、議案第22号まで、日程第8、議案第24号、日程第10、議案第26号から日程第20、議案第36号まで、日程第39、議案第55号から日程第62、議案第78号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、3月24日の本会議まで審議を中止します。

本日はこれで延会します。

3月13日と14日の両日、平成18年度予算研究会を行います。日程内容等については、配布のとおりであります。

なお、次回の本会議は、3月20日、月曜日、午前9時30分から再開いたします。

~~~~~

延会 15時10分